

## 【基金の概要】

基金の制度内容の概要について説明しています。

事業所の事務ご担当者におかれましても、基金の概要をご理解いただき、事業所内でのご対応など、ご協力をお願いいたします。

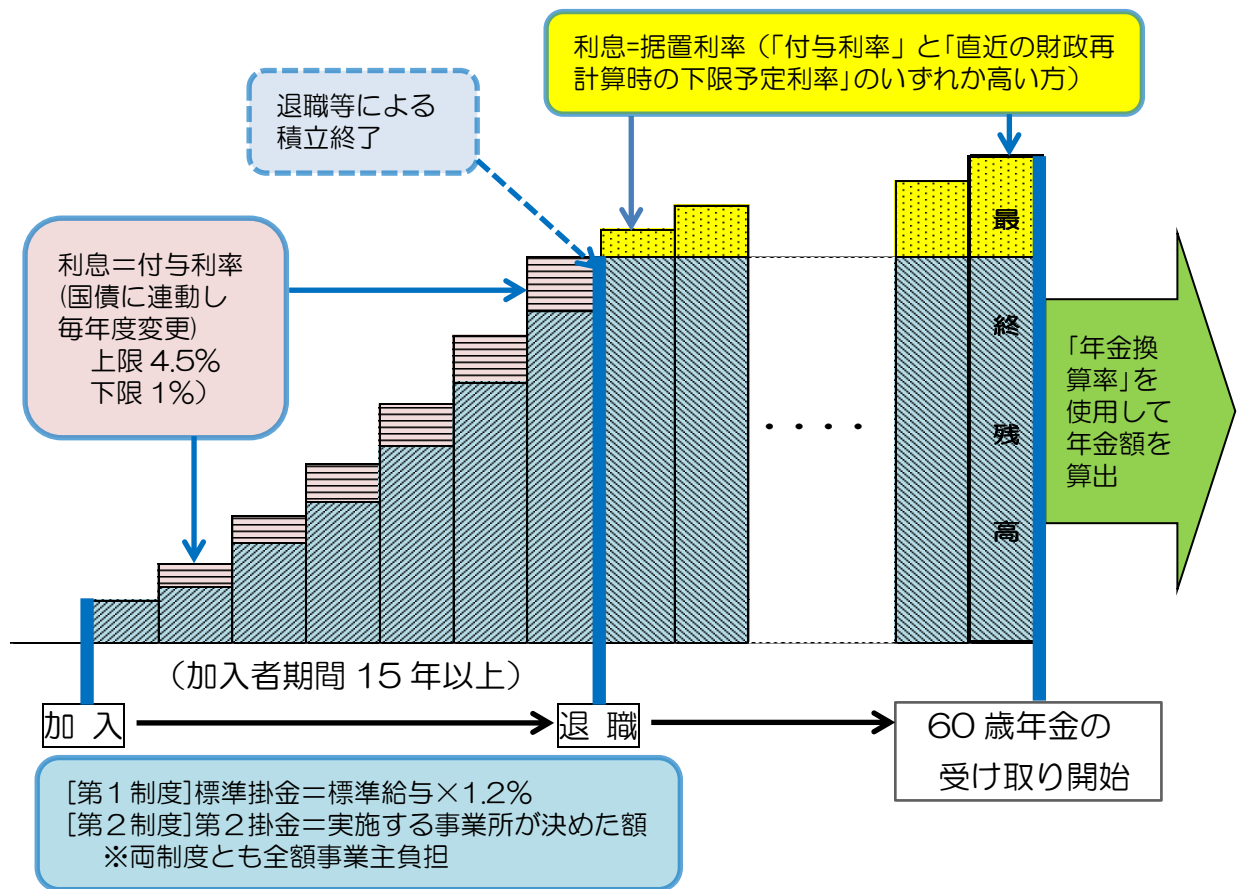
### 1. 基金の制度内容

## 1. 基金の制度内容

- ◎ 基金の給付設計は、「キャッシュ・バランス・プラン」という制度です。  
最低1%の利息が保証された、金利変動型の半年複利の積立預金のような制度です。  
※「第1制度」「第2制度」とも、「キャッシュ・バランス・プラン」です。
  
- ◎ 「第1制度」では、毎月、「標準掛金」を全額事業主負担で積み立てていきます。これに、半年複利で利息が付いていきます。  
「第2制度」にご加入の場合、毎月、実施事業所毎に決められた「第2掛金」を、全額事業主負担で積み立てていきます。これに、半年複利で利息が付いていきます。
  - ・第1制度「標準掛金」＝標準給与（厚生年金保険料の標準報酬月額と同じ）×1.2%
  - ・第2制度「第2掛金」＝事業所ごとに決められた額（退職金規程等で定められた額）
  
- ◎ 基金の事業運営のために、毎月「事務費掛金」を全額事業主負担でお支払いいただいています。  
<2022年4月現在>
  - ・第1制度「事務費掛金」＝標準給与（厚生年金保険料の標準報酬月額と同じ）×0.12%
  - ・第2制度「事務費掛金」＝第2制度加入者1人当たり1ヵ月360円
  
- ◎ 第1制度・第2制度は、制度ごとに資金をまとめて管理・運用しています。  
それぞれについて、加入者一人一人の持分として仮の口座を設けています。この仮の口座に積み上がった残高を「仮想個人勘定残高」といい、これが個人別の「給付資金」となります。
  
- ◎ 加入中は、10年国債に連動した利息を、毎年6月と12月の「仮想個人勘定残高」に対して、それぞれ3ヵ月後の9月と翌年3月に加算します。
  
- ◎ 基金に加入してから脱退するまでの期間（以下「加入者期間」といいます）により、「給付資金」をもとにして「年金」や「一時金」などを受け取ることができます。
  - ・加入者期間が15年以上かつ60歳以上で脱退した場合、「年金」（5年・10年・20年、第2制度は15年もあります）を受け取ることができます。
  - ・加入者期間が15年以上かつ60歳未満で脱退した場合、「受け取りを60歳まで繰下げ」を選択すると、60歳に到達した時点で「年金」を受け取ることができます。

◎ 「給付資金」の増え方

<加入者期間 15 年以上 60 歳未満で脱退した場合（受け取りは 60 歳から）>



• 付与利率

加入中に付与される利息の利率をいいます。前年度の12月から、過去5年間の10年国債応募者利回りの平均値と決められています。ただし、上限は4.5%、下限1.0%と定められています。毎年度改定します。

• 据置利率

受け取りを60歳まで繰下げ中に付与される利息の利率をいいます。加入中に付与される「付与利率」と直近の「財政再計算時の下限予定利率」のいずれか高い方の利率になります。毎年度改定します。

• 財政再計算

将来にわたって財政の均衡が保つことが出来るように、5年ごとに掛金率の再計算を行うことをいいます。

• 年金換算率

年金の1年間の金額を算出する際に使用するものです。年金の受け取り期間によって異なり、5年ごとに改定します。

$$\text{年金額} = \text{「仮想個人勘定残高」} \div \text{「年金換算率」}$$

• 加入者期間

基金に加入した日の属する月から、脱退した日の属する月の前月までの期間をいいます。